

審 査 基 準

平成27年3月13日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課 営業指導支援係 (電話 018-863-1111 内 3053、3054)
備 考：